

○皇學館 クラブ合宿所規程

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は皇學館 クラブ合宿所（以下、合宿所という。）の管理運営について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 合宿所は、入居する学生・生徒が合宿所規程を遵守し、合宿所における集団生活を通して、学生・生徒として必要な社会性、協調性、コミュニケーション能力及び他者への思いやり等を身に付けるとともに、人格陶冶に努め、学業と競技能力・技能の向上を図り、健全なる学校生活を営むことを目的とする。

（合宿所管理人）

第3条 合宿所の日常管理のため、管理人を置く。

2 管理人の用務は以下の各号とする。

- (1) 合宿所の管理運営。
- (2) 各クラブ指導者より依頼された、合宿生への生活指導。
- (3) 合宿生の生活相談。
- (4) 合宿所内の清掃美化。
- (5) 大学生に関わることについては学生支援部学生担当課長、高校生に関わることについては学校事務長への連絡・報告・相談。
- (6) その他必要な合宿所の用務。

（合宿生）

第4条 この規程において合宿生とは、強化指定クラブ（運動部・文化部）に所属する皇學館大学男子学生（以下、大学生という。）・皇學館高校男子生徒（以下、高校生という。）、その他合宿所運営会議で認められた者のうち、第6条に定める手続きを経て合宿所に入居を許可され居住する者をいう。

第2章 入居及び退居

（定員）

第5条 合宿所の定員は、所属するクラブの入居方針に従って、1室2名あるいは1室1名とする。

（入居手続）

第6条 入居を希望する者は、入居願（様式1）及び誓約書（様式2）を大学生は学生支援部学生担当へ、高校生は学校事務室へ、それぞれ願出しなければならない。

（入居の決定等）

第7条 入居並びに居室の決定及び部屋割等は、強化指定クラブ等の監督、部長等と協議の上、学生支援部学生担当が行う。

（退居）

第8条 合宿生は次の各号に該当する場合は、それぞれ所定の退居願（様式3）を大学生は学生支援部学生担当、高校生は学校事務室へ提出し、私物の撤去、廃棄、清掃等を行い、管理人により確認を受けた上で、退居願提出後10日以内に退居しなければならない。

- (1) 本学の大学生又は高校生でなくなったとき。
- (2) 本規程に違反したとき。
- (3) 異性を居室に入室させたとき。
- (4) 合宿所の風紀、秩序を乱すなど共同生活を営む上で不適切と本学が認めたとき。
- (5) 寄宿料等の未納が3ヶ月に及んだとき。
- (6) 所属するクラブを退部したとき。

（入居期間）

第9条 入居期間は原則として1年間（4月1日～翌年3月31日）とし、翌年度も継続して居住を希望する場合は、所定の日時まで継続願（様式4）を、大学生は、学生支援部学生担当へ、高校生は学校事務室へそれぞれ提出しなければならない。

2 大学生は最長4年間、高校生は最長3年間それぞれ入居することができる。

第3章 合宿所生活

（門限）

第10条 門限は原則として下記のとおりとする。ただし、やむを得ない事情により門限の時刻を過ぎるおそれのある場合は、事前に管理人に届け出なければならない。

(1) 大学生 0時00分

(2) 高校生 22時00分

（食事）

第11条 食事は合宿所内の食堂を利用する。

2 食事時間は次のとおりとする。

朝食 7時30分～9時00分

夕食 18時30分～23時00分

3 所属クラブの学外合宿等で長期間合宿所を不在にする場合は、食数管理のため不在にする10日前までに、所定の用紙にて管理人に届け出ることとする。

（入浴）

第12条 入浴時間は次のとおりとする。

7時00分～8時30分及び12時30分～14時30分（シャワーのみ）

18時00分～23時30分

（外泊）

第13条 合宿生は、外泊する場合は、事前に管理人へ届け出なければならない。

（外泊の手続）

第14条 外泊する合宿生は、あらかじめ外泊簿に外泊期間及び外泊先その他必要事項を記入して管理人へ届け出るものとする。

2 高校生はクラブ顧問の承認を得た上で、前項の手続きを取るものとする。

（面会）

第15条 外来者との面会は、午前9時から午後9時の間で、ロビーで行わなければならない。この場合、所定の面会簿に面会者の氏名等を記入するものとする。

（外来者の宿泊）

第16条 合宿生は、居室に外来者を宿泊させてはならない。

（迷惑行為及び危険物持込禁止）

第17条 合宿生は、他の合宿生に迷惑を及ぼす等の行為をしてはならない。また合宿生は、危険物や共同生活を阻害する物品・愛玩動物を合宿所内に持ち込んで서는ならない。

（掲示及び配布物）

第18条 合宿生は、管理人の許可なく合宿所内で印刷物、ビラ等を配布又は掲示をしてはならない。

（事故の届出）

第19条 合宿生は、次の各号に該当する場合は、直ちに管理人へ届け出なければならない。

(1) 伝染性の疾患にかかったとき。（例：インフルエンザ、急性胃腸炎など）

(2) 施設、設備、備品、器具、鍵等を破損又は紛失したとき。

(3) 盗難が発生したとき。

- (4) 火災又は災害が発生したとき。
- (5) その他重大な事故のあったとき。
(火気・喫煙及び飲酒の禁止)

第20条 居室では火気及び電熱器具（調理器具を含む）を使用してはならない。

- 2 合宿所内、合宿所敷地内は全域禁煙・禁酒とする。
(緊急時避難経路等)

第21条 合宿生は合宿所の防火設備、消火器具等の備付場所及び使用方法並びに避難経路を熟知しておかなければならない。

(衛生)

第22条 合宿生は、衛生保持のため本学が行う措置又は指示に、積極的に協力しなければならない。

(清潔及び整理整頓)

第23条 合宿生は、各自の居室、所持品及び共同利用スペース（ロビー、廊下、食堂、浴室、洗濯場所等）を常に清潔に整頓しておかなければならない。

第4章 施設及び設備・備品の管理

(改造等の禁止)

第24条 合宿生は、許可なく合宿所内の施設、設備、備品及び掲示物等の改造、取外し又は移動等を行ってはならない。

(損害の弁償)

第25条 合宿生が故意又は重大な過失により施設及び設備・備品等を破損若しくは紛失した場合、又は許可なく改造、取外し等を行った場合は、速やかに管理人及び大学生は学生支援部学生担当へ、高校生は学校事務室に届け出るとともに、原状回復に必要な経費を当該合宿生が負担するものとする。

第5章 合宿所費用等

(入居費)

第26条 入居を許可された者は、許可後1週間以内に別表に定める合宿所入居費を本学指定の方法で納めなければならない。

(寄宿料等)

第27条 合宿生は、別表に定める寄宿料（月額）等を指定の期日までに本学指定の方法で納めなければならない。なお、帰省、外泊、所属クラブの学外合宿等で不在にした場合でも、寄宿料・光熱費は原則返還しない。また、金額は必要に応じて毎年度見直すものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、月の途中で入居又は退居した場合の寄宿料・光熱費は、日割りにより納入又は返金するものとする。
- 3 食費については別に定める。

第6章 運営会議

(合宿所運営会議)

第28条 合宿所の運営について、連絡調整をはかるため、合宿所運営会議を置く。

- 2 合宿所運営会議は、次の者をもって構成する。

- (1) 学生部長
- (2) 訓育部長
- (3) 学生支援部長
- (4) 学校事務室事務部長
- (5) 学生支援部学生担当課長

- (6) 学校事務室事務長
 - (7) 大学強化指定クラブ顧問
 - (8) 高校強化クラブ顧問
 - (9) その他運営会議が必要と認めた者。
- 3 合宿所運営会議の議長は、学生部長をもってあてる。

第7章 雑 則

（雑 則）

第29条 この規程に定めのない事項で合宿所生活に必要なことは、その都度合宿所運営会議が定める。

（庶 務）

第30条 合宿所の運用管理に係る庶務は、学生支援部学生担当及び学校事務室において行う。

（規程の改廃）

第31条 この規程の改廃は、合宿所運営会議の議を経て常勤理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日付で皇學館会館を閉鎖するため、皇學館会館利用規程（平成19年4月1日）及び皇學館寄宿舎管理規則（平成19年4月1日）は平成31年3月31日付で廃止する。
- 3 別表1（第26条関係）及び別表2（第27条関係）の規定に関わらず、平成30年度に皇學館会館及び合宿所に寄宿していた者については、平成31年度以降の寄宿料は次のとおりとする。

項 目		納入額（月額）	備 考
寄宿料	1室1名	40,000円	光熱水費含む
	1室2名・1人あたり	20,000円	

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 別表2（第27条関係）の規定に関わらず、平成30年度に皇學館会館及び合宿所に寄宿していた者については、令和2年度以降の寄宿料は次のとおりとする。

項 目		納入額（月額）	備 考
寄宿料	1室1名	41,000円	光熱水費含む
	1室2名・1人あたり	20,500円	

- 3 別表2（第27条関係）の規定に関わらず、高校生で令和2年度に合宿所に入居する者については、令和2年度の寄宿料は次のとおりとする。

項 目		納入額（月額）	備 考
寄宿料	1室2名・1人あたり	21,000円	光熱水費含む

大学（皇學館 クラブ合宿所規程）

別表1（第26条関係）

項目	納入額	備考
入居費	55,000円	強化指定クラブについては免除

別表2（第27条関係）

項目		納入額（月額）	備考
寄宿料	1室1名	27,600円	
	1室2名・1人あたり	13,800円	
光熱水費（定額）	1室1名	15,400円	
	1室2名・1人あたり	7,700円	